

内水排除施設

定期点検整備業務

特 記 仕 様 書

木津川市

作業名 内水排除施設定期点検整備業務

作業場所	渦之樋排水機場	京都府木津川市加茂町里北古田18番地
	木津合同樋門排水ポンプ設備	京都府木津川市木津門樋18番地2
	二ツ樋樋門排水ポンプ設備	京都府木津川市木津下川原23番地5
	木津川市山城支所保管庫	京都府木津川市山城町上粕北的場3-1ほか
	大野樋門	京都府木津川市加茂町大野西畑地内

工期 契約日から令和5年3月31日

## 第1章 総 則

### 第1条 適 用

1. この特記仕様書は、「国土交通省機械設備点検・整備共通仕様書（案）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本点検整備作業に適用する。
2. 本作業の履行にあたっては、共通仕様書の水門設備、揚排水ポンプ設備に準じて行うこととする。具体的事項については、特記仕様書によるほか一般的事項は共通仕様書による。

### 第2条 点検・整備管理技術者

本作業の履行に際し、共通仕様書に定める、点検・整備管理技術者を主任技術者もしくは専門技術者に選任すること。

なお、管理者が認める資格とは、（社）河川ポンプ施設技術協会認定のポンプ施設管理技術者2級以上、又はこれと同等以上の資格とする。

### 第3条 発 生 品

本作業により生じた発生品は、発生品調書を添え監査職員の指示する場所まで運搬のうえ、発注者に引渡すものとする。

### 第4条 履 行 管 理

立会を要する項目は、別途監督職員の指示によるものとする。

### 第5条 規 格 値

品質及び出来形の規格値は、原則として当該設備の完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については、「機械工事施工管理基準（案）」を準用するものとする。

## 第 2 章 作業の内容

### 第 6 条 作業の概要

本作業は、木津川市が管理する排水ポンプ設備の機能保持を目的として設備全般の年点検、月点検及び整備を行うものである。

### 第 7 条 設備の概要

本設備の概要は下表のとおりである。

施設名	ポンプ口径	排水量	設置台数	動力	ポンプ形式	原動機等	除塵設備	備考
渦之樋排水機場	900mm	1台当り 1.67m <sup>3</sup> /s	2台	エンジン	立軸 斜流	ガスタービン 200Ps	機械	
木津合同樋門 排水ポンプ設備	200mm	1台当り 0.08m <sup>3</sup> /s	25台	電気	水中ポンプ	発動発電機	—	一部山城支所及び観音寺浄水場に保管
	400mm	1台当り 0.50m <sup>3</sup> /s	5台	電気	水中ポンプ	発動発電機	—	
二ツ樋樋門 排水ポンプ設備	200mm	1台当り 0.06m <sup>3</sup> /s	2台	電気	水中ポンプ	商用電力	—	

施設名	種類	数量
大野樋門	鋼製ローラーゲート(1.3m×1.3m)	1 門
	電動ラック式開閉装置(機側操作盤搭載型 20KN)	1 基
	管理橋	L=9.35m

### 第 8 条 作業の範囲

本作業の範囲は、下記に示す各設備の各機器及び装置全般の点検整備とする。

- ①ポンプ設備（主ポンプ、管継手、吸吐出管、吐出弁、逆流防止弁、ホース類）
- ②動力伝達装置（減速機、軸継手）
- ③主原動機
- ④補機類（燃料系統、冷却水系統、始動空気系統、軸封水系統、電動巻上機等）
- ⑤操作制御設備（機側操作盤及び中央操作盤、各種制御盤）
- ⑥燃料貯油槽
- ⑦除塵装置（スクリーン）
- ⑧屋内排水ポンプ
- ⑨取水設備（取水ポンプ）
- ⑩自家発電装置

- ⑪呑ロゲート
- ⑫消防設備
- ⑬河川用ゲート

#### 第9条 点検整備の実施時期及び回数

点検整備の実施時期及び回数は、次のとおりとする。

年点検整備：各施設年1回（大野樋門は年点検のみ）

月点検整備：各施設年7回

点検整備の種別	管理運転 の有無	実施時期（月）									点検 回数	
		6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
年点検整備	有	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
月点検整備	有	—	○	○	○	○	○	—	○	—	○	7

#### 第10条 設備の操作

1. 設備の運転操作を伴う点検及び整備は、監督職員の承諾をうけて受注者が行うことを原則とする。
2. 前項の運転操作に必要な燃料及び電力に要する費用は、発注者の負担とする。

### 第3章 点 検

#### 第11条 点検項目

点検項目は、設備毎に定める「点検整備記録表」の各項目とする。

なお、同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。

#### 第12条 点検要領

点検は、「揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説」、「揚排水機場設備点検・整備実務要領」（（社）河川ポンプ施設技術協会）、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）」、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）」に基づき実施するものとする。

#### 第13条 点検作業

点検作業について、以下の各号に従い作業を行うものとする。

1. 設備に備え付けの特殊工具の受け渡しは、監督職員立会のうえ行うものとする。
2. 年点検、月点検については、事前に詳細な点検実施計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
3. 年点検は、設備の全体的な機能を確認するものであり、総合試運転まで実施するものとする。

4. 月点検時には、原則として管理運転を行うものとするが、水位条件等により不可能な場合は、監督職員の指示に従うものとする。
5. 運転時点検は、監督職員の指示により実施し、点検時間に増減が生じた場合は変更の対象とする。
6. 年点検、月点検共、必要な消耗品等の交換等を行い、設備を良好に保つこと。  
なお、部品交換等を行った場合は報告書に記載すること。
7. 燃料貯油槽及びその補機類の点検作業については、消防法第14条3の2に基づく定期点検とし年1回行う。点検内容については、消防法に準拠するものとする。
8. 消防施設（消火器）の点検作業については、消防法第17条3の3に基づく定期点検に準拠するものとする。

## 第4章 緊急時の対応

### 第14条 緊急時対応

受注者は、本施設に故障等が発生し施設の運用に支障が生じた時は、速やかに対応し復旧に努めること。また、必要な技術員の派遣等の対応を行うこと。

### 第15条 技術的指導

受注者は、本施設の運用が支障なく行えるよう、必要な技術的指導を行い協力すること。

### 第16条 修繕作業

受注者は、本施設点検時、その他において施設の修繕が必要になった場合は、速やかに監督職員に報告し協議すること。

なお、この際の修繕費用等については設計変更の対象とする。

## 第5章 雑 則

### 第17条 点検整備作業報告書等

点検整備作業報告書等の提出部数は、次のとおりとする。

1. 点検整備作業報告書 1部
2. 作業履行写真 1部

### 第18条 施設整備

受注者は、施設整備として下記の業務を行うこと。

1. 木津合同樋門排水ポンプ設備の旧排水ポンプ（下記参照）の保守点検（年点検1回）を実施すること。

施設名	ポンプ口径	排水量	設置台数	動力	ポンプ形式	原動機	除塵設備	備考
木津合同樋門排水ポンプ設備	200mm	1台当り 0.06m <sup>3</sup> /s	5台	電気 200V	水中ポンプ	—	—	渦之樋排水機場に保管

2. 渦之樋排水機場において、下記の作業を実施すること。

渦の樋排水機場消火器交換
--------------

#### 第19条 疑義

受注者は、仕様書等について疑義がある場合は、速やかに監督職員に報告し、協議のうえ決定するものとする。